

西原町議会のハラスメント根絶に関する決議

ハラスメントの行為は、人権に関わる問題であり、関わる人々の尊厳を傷つけ、また個人の能力の発揮を妨げ、組織の秩序や業務遂行を阻害し、社会的な信頼性にも重大な影響を与える行為であります。

西原町議会は、ハラスメント行為は断じて許さず、議員としての公務を全うしながら、すべての人々が互いに尊重しあい、適切な議会が運営できるよう、議員どおし、職員との関係、町民との関係など公務に関わる現場のより良い環境づくりに取り組みます。

このため、西原町議会は、ハラスメントに関する様々な問題事例を検証し、各種研修を通じてハラスメントに関する知識や対応力向上に努め、そのような行為を発生させない、また許さない環境づくりを心がけ、議員間また議員と職員との信頼関係構築に努め、二元代表制のもと議論が深まる議会運営のために、次の事項を改めて確認し、ハラスメントの防止及び根絶に努めていきます。

記

1. 西原町議会は、ハラスメント行為を許しません。
2. 西原町議会は、ハラスメント事案に真摯に取り組み、「ハラスメント対応マニュアル」を作成し、それに基づき迅速に対処します。
3. 西原町議会は、ハラスメント問題の予防や対策のため、研修会等を実施し、ハラスメントに関する知識や対応力を向上させ取り組んでいきます。

以上、決議する。

令和7年2月17日

沖縄県西原町議会